

第6回

佐賀市自治基本条例検証委員会

【各条文・逐条解説検証論点】

(逐条解説の修正案記載)

令和3年10月7日(木)

佐賀市 協働推進課

事前に、委員から提出された条文・逐条解説検証確認票を集約し、一覧表に取りまとめた。

佐賀市まちづくり自治基本条例 意見集約表			A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	G 委員	H 委員	条文	逐条	運用	質問等	修正無	
章	条	内容														
前文			○							○		★				… P1
第一章 総則	第1条	目的								○		☆				… P5
	第2条	定義	○							○	○	★				… P6
	第3条	この条例の尊重								○		☆				… P9
	第4条	自治の基本理念								○		☆				… P10
	第5条	まちづくりの基本原則								○		★				… P11
第二章 市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務	第6条	市民等の権利								○		☆				… P12
	第7条	市民等の役割及び責務								○					☆	
	第8条	市民活動団体の役割及び責務								○					☆	
	第9条	事業者の役割及び責務				○						☆				… P13
	第10条	議会の役割及び責務	○												☆	
	第11条	市長の役割及び責務														
第三章 情報共有、市民参加及び協働	第12条	職員の役割及び責務	○							○	○	☆				… P14
	第13条	情報共有の推進														
	第14条	説明責任														
	第15条	会議の公開														
	第16条	個人情報の適正な管理														
	第17条	市民参加の推進														
	第18条	意見公募手続														
	第19条	意見等の取扱い			○										☆	
	第20条	審議会等	○	○											☆	
	第21条	住民投票							○						☆	
	第22条	協働の推進														
	第23条	地域コミュニティ活動	○							○		☆	☆			… P16
	第24条	災害等への対応								○		☆				… P17
第25条	子どもへのまなざし									○	★				… P18	
第四章 市政運営	第26条	総合計画								○		☆				… P19
	第27条	行政評価														
	第28条	財政運営														
	第29条	行政手続														
第五章 国及び他の地方公共団体との関係等	第30条	国及び他の地方公共団体との関係														
	第31条	国際的な視野の醸成				○	○					★				… P20
第六章 条例の検証	第32条	佐賀市自治基本条例検証委員会														
	第33条	条例の見直し														
条例全般		地域づくり交流会		○	○									☆		
		職員の協働意識			○									☆		
		条例の周知啓発 (SDGs活用等)			○							☆	☆			… P21

★：逐条解説の修正案記載

前文

わたしたちが暮らす佐賀市は、脊振山系の緑豊かな山々、そこから流れ出す嘉瀬川を抱く佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。

先人たちは、この豊かな自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、多くの人材を育んできました。これらを受け継ぎ、子どもたちが大好きなふるさととして誇れるまちをつくりあげていくことは、わたしたちの使命です。

わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち”を目指し、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加していきます。

わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ち、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通して、参加と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

【逐条解説】

前文は、この条例を制定する意義を示しています。

また、前文は分かりやすく親しみがもてるような表現とするため、「です・ます」調を用いました。

(第1、2段落)

佐賀市がどのような「まち」であるのか、また、わたしたちは佐賀市を今後どうしていかなければならないかを示しています。

- ・佐賀市は緑豊かな山々や佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。
- ・我々の祖先は、このような自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、幕末・維新期をはじめ、多くの人材を輩出してきました。
- ・この自然、歴史や文化を受け継ぎ、未来を担う子どもたちが「大好きなふるさと」として誇れるまちをつくりあげていくことは、今を生きるわたしたちの使命であるといえます。

(第3段落)

第1、2段落を踏まえ、今を生きるわたしたちがどのようなまちにしていきたいのかを示すとともに、その実現のため、自治の主体としてのあるべき姿勢を宣言しています。

- ・わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じて、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち 注”をつくっていくことを目指します。

注)「さがんまち」とは、佐賀の方言で「さかのまち」の意

- ・わたしたちは、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、その役割に自覚をもってまちづくりを進めます。
- ・わたしたちは、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちたまちの実現に向けて、積極的にまちづくりに参加していきます。

(第4段落)

第3段落を踏まえ、わたしたちがどのようにまちづくりに関わっていくのかを示すとともに、参加と協働によるまちづくりを進めるためにまちづくり自治基本条例を制定することを示しました。

- ・わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ちます。
- ・わたしたちは、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通して情報を共有し、参加と協働によるまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

■逐条解説への追記修正内容（案）

○年齢、性別、国籍、人種、民族、宗教、社会的地位、障がいの有無、性的指向・性自認、価値観、働き方等の多様性

○SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、自治基本条例が目指す「安心して暮らし続けることができる地域社会の実現」に通じるものです。

【条例に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
「私たちは年齢や性別等に関わりなく・・・」の表現	「年齢や性別、国籍等に関わりなく」と国籍を入れる必要はないか。外国籍の住民も「市民」に入っていると思う。佐賀市の市長、議員の選挙権の問題等もはらむため、対立の恐れはある。	A 委員	【各委員からの意見】 ・「年齢」や「性別」も削除してもよいのでは。 ・前文には策定に関わった人たちの思いが込められている。 ・条文の文言を削除すると、なぜ削除したのかという反発も想定される。 ・条文はそのまま、逐条解説の中で詳しく記載してはどうか。 ⇒条文の修正なし 逐条解説を充実
	「年齢や性別、障がいの有無に関わりなく」 一般的に、社会的弱者といわれる人たちに関することが見えてこない。あえて、ここに入れることもありではないか。	H 委員	
前文に、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGsの17目標を佐賀市の目標として市民活動を行うことを記載する是非について	何らかの形でSDGsを佐賀市の基本目標として記載してはどうかと思う。	A 委員	【事務局説明】 ・SDGsは2030年までの時限的な国際目標 ・総合計画とSDGsとの関連について

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
「何を、どこまで明記するのか」が分からないまま。 また、市民としては難しいと感じた。	「説明」は、解き明かすこと、なぜ、こうなるのかの根拠、理由だと思し、説明する時には別の（置き換えて）表現をするように、今まで（学校現場では）してきたので、行政用語等もあり、仕方ないのかも知れないが、スッキリしなかった。 特に、文末で「治める」は、あるべきではなく、「～できる」という意味合い（ニュアンス）の方がいいのでは。【前文・第1条・第4条】	H 委員	【事務局説明】 ・他都市の逐条解説も参考にし、文言の追加修正も検討 ※自治：自分や自分たちに関する ことを自らの責任において処理すること。 ・パンフレットやDVD等のコンテンツを活用する実例を明示することで、まちづくりをより身近に感じてもらい、条文を理解していただくことも検討 ⇒条文の修正なし 逐条解説を充実

【その他の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
<p>【条例全般】 具体的な姿、実際にどういう形で市民（我々）に伝わるのかを考えた時にどうしたらいいのか。</p>		H 委員	⇒条文の修正なし 逐条解説を充実
①「心豊かに」	前文で記載されているが、難しい。		
⑥社会的弱者と言われる人たちへの関わり、配慮はどうか	社会的弱者と言われる人 たちへの関わり、配慮に 関して、どこかに、何らか の形で明記できないの か。	H 委員	<p>【事務局説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他都市の逐条解説も参考にし て、文言の追加修正も検討 <p>⇒逐条解説の中で記載</p>

第1条（目的）

この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務を明確にするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的とする。

【逐条解説】

条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにするものです。

この条例は、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という考えのもと、自治のまちづくりを推進し、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的としています。

子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するために、「自治の基本理念」と「市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務」を明確にするとともに、「情報共有、市民参加及び協働」、「市政運営」、「国及び他の地方公共団体との関係等」などのまちづくりの基本事項を定めています。

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
「何を、どこまで明記するのか」が分からないまま。 また、市民としては難しいと感じた。	「説明」は、解き明かすこと、なぜ、こうなるのかの根拠、理由だと思うし、説明する時には別の（置き換えて）表現をするように、今まで（学校現場では）してきたので、行政用語等もあり、仕方ないのかも知れないが、スッキリしなかった。 特に、文末で「治める」は、あるべきではなく、「～できる」という意味合い（ニュアンス）の方がいいのでは。 【前文・第1条・第4条】	H 委員	【事務局説明】 ・他都市の逐条解説も参考にし、文言の追加修正も検討 ※自治：自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること。 ・パンフレットやDVD等のコンテンツを活用する実例を明示することで、まちづくりをより身近に感じてもらい、条文を理解していただくことも検討
「自治の基本理念」と… 説明なのに、同じ表現でいいのか。	具体的に、「市民は等しく尊重されること、市民は、自らの意思と責任をもって、市政に参画できること」のようにしては。		⇒逐条解説の充実

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内に不動産を有する者
- (2) 市民活動団体 自治会、特定非営利活動法人その他これらに類する公益性のある活動（以下「市民活動」という。）を本市の区域内において行う団体をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業を営む個人又は団体（市民活動団体を除く。）をいう。
- (4) 市民等 市民、市民活動団体及び事業者をいう。
- (5) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (6) まちづくり 公共の福祉を増進するために行われる活動の総体をいう。
- (7) 市政 まちづくりのうち議会及び市長等が担うものをいう。
- (8) 情報共有 市民等、議会及び市長等が、まちづくりに関する情報を共有することをいう。
- (9) 市民参加 市民等が、まちづくりに主体的に関わり、行動することをいう。
- (10) 協働 市民等、議会及び市長等が、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の自主性及び主体性を尊重し、対等な立場で助け合い、及び協力しながら活動することをいう。

【逐条解説】

この条例で使われている用語の意味を規定しています。

（第1号）

「市民」は、住民（市内に住所を有している者）のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する者、市内に不動産（土地、建物など）を有する者を指します。

まちづくりには、住民だけではなく、様々なかたちで本市に関わる人々の力を結集していくことが必要です。そのために、住民以外に、市内の事業所に通勤する者や市内の学校に通学する者、さらに防犯・防災や景観などの観点から土地建物の管理責任が重要となっていることを踏まえ、市内に不動産を有する者も「市民」に含めています。

なお、「ア 本市の区域内に住所を有する者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条（住民の意義及び権利義務）で規定される「市町村の区域内に住所を有する者」を指します。

（第2号）

「市民活動団体」は、地縁型組織（自治会、老人会等の地縁を基礎とする組織）やテーマ型（志縁型）組織（特定非営利活動法人、ボランティア団体等の志縁を基礎とする組織）など、市内で公益性のある活動を行う団体を指します。

（第3号）

「事業者」は、市内で企業、商店などの事業を営む個人や団体を指し、公益法人、学校法人、協同組合などの営利を目的としない団体も含まれます。

(第4号)

まちづくりに関わる主体として、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」を「市民等」と総称しています。

(第5号)

「市長等」は、地方自治法第138条の4に規定する「市の執行機関」（市長のほか、地方自治法第180条の5に列記されている各種行政委員会）と、独立した権限を有する地方公営企業の管理者（本市の場合、自動車運送事業管理者と上下水道事業管理者）を指します。市長は、市の行政を統轄し、これを代表する立場であり、最も代表的な執行機関であることから、この条例では「市長等」と表現しています。

(第6号)

「まちづくり」は、市民等、議会や市長等の主体的な活動により行われる公共の福祉を増進するための活動の総体をいいます。

(第7号)

「市政」は、まちづくりのうち市が担うもので、議会と市長等の活動すべてをいいます。

(第8号)

「情報共有」は、まちづくりに関する情報を、市民等、議会、市長等が共有し、共通の理解を深めることをいいます。

(第9号)

「市民参加」は、まちづくりに関して、市民等が、地域や社会の課題解決に向けて責任を持って活動に自発的に関わることをいいます。

(第10号)

「協働」は、市民等、議会、市長等が、地域や社会の課題解決のため、相互の自主性・主体性を尊重し、それぞれの特性を活かして、対等な立場で役割を分担し、相乗効果を生むような連携・協力をすることをいいます。

■逐条解説への追記修正内容（案）

○「まちづくり」の定義

(第6号)

「まちづくり」とは、建物、道路、公園などの整備だけでなく、例えば、地域の清掃活動や伝統文化を守る取組、まつりやイベントの開催など、ソフト的な活動もまちづくりにあたります。

取り組みやすい身近なまちづくりとしては、選挙で市長や議員を選ぶ、自治会の活動に参加する、地域で支えあう活動を行う、市報や市のホームページを見る、地域のイベントに参加するなどもあります。

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
<p>(2) 市民活動団体 「公益性」 (6) まちづくり 「公共の福祉を増進」 私のような市民は、 分かりにくいのではないか。 公益性…法的（行政）用語なので説明は する必要がないのではないか。</p>	<p>人権尊重であること、 人間らしく、自分らしく 生きることでは。</p>	<p>H 委員</p>	<p>【事務局説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説の文言が条文そのままの形になっている。 ・他都市の事例やパンフレットの内容を参考に逐条解説の修正を検討したい。 ・「公共の福祉を増進」という表現は、他の条例や他都市の自治基本条例においても使われている。
<p>(6) まちづくり 「公共の福祉を増進 するために行われる 活動の総体」</p>	<p>一番大切なポイント なのに、「公共の福祉」、 「総体」など理解が困 難。</p>	<p>G 委員</p>	<p>【各委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例における「公共の福祉の増進」がどのようなものか、具体例を挙げながら説明する必要があるのでは。 <p>⇒逐条解説の充実</p>

第3条（この条例の尊重）

他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

【逐条解説】

この条例と他の条例、規則等との関係性について規定しています。

法体系上は、個々の条例に優劣はありませんが、この条例が「情報共有」、「市民参加」、「協働」などのまちづくりに関する既存の制度・仕組みを取りまとめ、まちづくりのルールとして定めたものであり、他の条例、規則等との相互調整を図る必要があることから、**訓示的、宣言的**な意味として、その関係性を明らかにしたものです。

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
逐条解説中の「訓示的」・「宣言的」という言葉が難しいのではないかな。	「訓示的」は、上から下への命令的な意味と受け止められるが、いいのかな。「宣言的」といういい方はあるのかな。	H 委員	【事務局説明】 ・他の条例、規則等との相互調整を図るための表現 ・他都市の逐条解説も参考にして、文言の追加修正も検討 ⇒逐条解説の充実

第4条（自治の基本理念）

安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、市民等が主体となり、まちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

【逐条解説】

自治の基本理念について規定しています。

本市は、市民等が安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という考え方にに基づき、市民等が主体的にまちづくりに関わり、行動することを自治の基本理念としています。

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
「何を、どこまで明記するのか」が分からないまま。 また、市民としては難しいと感じた。	「説明」は、解き明かすこと、なぜ、こうなるのかの根拠、理由だと思うし、説明する時には別の（置き換えて）表現をするように、今まで（学校現場では）してきたので、行政用語等もあり、仕方ないのかも知れないが、スッキリしなかった。 特に、文末で「治める」は、あるべきではなく、「～できる」という意味合い（ニュアンス）の方がいいのでは。【前文・第1条・第4条】	H 委員	【事務局説明】 ・他都市の逐条解説も参考にして、文言の追加修正も検討 ※自治：自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること。 ・パンフレットやDVD等のコンテンツを活用する実例を明示することで、まちづくりをより身近に感じてもらい、条文を理解していただくことも検討 ⇒逐条解説の充実

第5条（まちづくりの基本原則）

次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とする。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 市民参加の原則
- (3) 協働の原則

【逐条解説】

まちづくりの基本原則として、3つの原則を規定しています。

(第1号)

市民等が主体的にまちづくりに関わり、行動するためには、情報の収集はもちろんのこと、情報の共有が前提となります。

(第2号)

市民等があらゆるまちづくり活動に参加できる機会を有するとともに、主体的にまちづくりに関わる必要があります。

(第3号)

まちづくりにおいては、市民等、議会、市長等がお互いの役割分担のもと、協働して取り組む必要があります。

■逐条解説への追記修正内容（案）

○情報共有の具体例

まちづくりを行う上で大切なことは、まず情報を知ること、伝えること、つまり共有することです。

行政側からは、市報、ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS など様々な媒体を活用し、わかりやすく市政やまちづくりに関する情報を提供するように努めます。

市民活動団体も、イベント開催の告知や団体の活動紹介、ボランティアの募集など積極的に情報提供を行い、市民のみなさんと情報を共有してまちづくりに取り組みます。

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
(1) 情報共有の原則	<p>市民が情報を共有するためには行政の協力が必要。</p> <p>いまだ一般市民が情報を収集しているとは思えない。</p> <p>逐条解説の説明の中で、具体的に示しては。</p>	G 委員	<p>【事務局説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの内容を参考に逐条解説の修正を検討したい。 <p>【各委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には自分で情報を取りに行く必要がある。 ・スマートフォンや動画など、新しい表現方法も広まってきている。 ・障がい者等にとっては、自分で情報を取ることは難しい。 ・障がい者や高齢者等に情報を伝えるためには、地域における連携も必要。 <p>⇒逐条解説の充実</p>

第6条（市民等の権利）

市民等は、第4条に規定する自治の基本理念を実現するため、**公共の福祉に反しない限り**において、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利

【逐条解説】

市民等の権利について規定しています。

市民等の権利は、この条例の規定により初めて認められるものではなく、市民等が主体となったまちづくりを行うための重要な事項として、あえて明示したものです。

(第1号)

「まちづくりの基本原則」のひとつである情報共有の原則から、市民等は市政に関する情報を知る権利を有しています。具体的には、第13条（情報共有の推進）に規定しています。

(第2号)

「まちづくりの基本原則」のひとつである市民参加の原則から、市民等は様々なまちづくりの場に主体的に関わり、行動できる権利を有しています。

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
「公共の福祉」の説明	逐条解説の中に分かりやすく記載する。	G 委員	【事務局説明】 ・ 逐条解説の中で、他都市の事例も参考にしながら、記載を検討 ・ 公共の福祉：社会全体の共通の利益 ⇒逐条解説の充実

第9条（事業者の役割及び責務）

事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない。

【逐条解説】

事業者の役割と責務について規定しています。

事業者も地域社会を構成する一員であり、特に事業活動に伴って地域社会に与える影響や企業の社会的責任が重視されてきていることを踏まえ、事業者はその役割を自覚し、地域社会への貢献に努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければなりません。

事業者の地域社会への貢献としては、自主的な活動のほか、地域の清掃活動や祭りへの参加・協力などの様々なことが考えられます。さらに、子どもへのまなざし運動（第25条関係）においては、事業者は、子どもを育む4つの場のひとつとして重要な役割を担っています。

【条例・逐条解説に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し	<p>地元企業に比べ大規模商業施設は利益だけ持っていき、地域貢献の意識が希薄である。</p> <p>「一員としての自覚を持ち」に変えてはどうか。</p>	D 委員	<p>【各委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支店長によって地域貢献への意識に温度差がある。 地元企業は社会的に貢献したいという思いを持つ経営者が増えてきた。 地域の方から大規模事業者をまちづくりに引き込んでいくことが重要。 外部から参入した企業の市民意識が課題。

第12条（職員の役割及び責務）

- 1 本市の職員は、市長の補助機関としての役割を担うものとする。
- 2 本市の職員は、全体の奉仕者として市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 3 本市の職員は、市政の課題に的確に対応し、職務を遂行するために必要な能力及び資質の向上に努めなければならない。

【逐条解説】

市職員の役割と責務について規定しています。

（第1項）

市職員は、地方自治法に定める市長の補助機関としての役割を担います。

なお、本市における市長の補助機関とは、地方自治法第161条から第175条までに規定する「副市長、会計管理者、職員、専門委員」を指します。

（第2項）

市職員は、市全体の奉仕者として、また自らも市民の一人として、市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

（第3項）

地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中にあって、高度化、複雑化する市政やまちづくりの課題に的確に対応するため、市職員には、専門知識の習得やスキルアップを図ることが求められています。そのため、常に自己研鑽に努めるとともに能力や資質の向上に努めなければなりません。

その他、市職員には地域社会の一員として、地域コミュニティ活動、ボランティア活動や子どもへのまなざし運動など市民活動への積極的な参加も求められます。そのため、本市では、「職員の一人二役運動」を推進しています。

【条例に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
<p>逐条解説中、「職員の一人二役運動」を推進 「市職員には,, , 積極的参加も求められます。」</p>	<p>「説明」の記載では市職員には意識が向上しない。 本文の4項に格上げしてもよくないか。</p>	<p>G 委員</p>	<p>【事務局説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12条は職員としての役割と責務を規定 ・一人二役運動は、職員の役割と別にもう一役担うというもので、条文に盛り込むことは難しい。 <p>【各委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の職員に市民活動に積極的に参加して欲しい。 ・職員も市民としてまちづくりに参加することは当然で、意識の問題では。 ・職員が市民活動に参加しないのは、単純に忙しいからというのが本音では。 ・アンケートから参加意欲は見て取れるので、地域側も活動に参加してもらうような工夫が必要。 ・地域活動に参加し、地域の伝統等の重要性に気づいて欲しい。 ・職員が様々な経験や人とのつながりを作れるような環境づくりが必要 ・職務のためにもいろいろなところへ出て行って現場を見て欲しい。 <p>⇒条文の修正なし ⇒逐条解説の充実</p>

第23条（地域コミュニティ活動）

- 1 市民等は、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、身近な地域の課題を共有し、その解決を図り、及び当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動（以下「地域コミュニティ活動」という。）を行うよう努めるものとする。
- 2 市長等は、地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動が促進されるよう支援に努めるものとする。

【逐条解説】

（第1項）

地域コミュニティ活動とは、①身近な地域の課題を共有すること、②地域課題の解決を図ること、③当該地域の活性化を図ることを目的とした身近な地域での自主的な活動を指します。

本市では、自治会、女性や高齢者の団体、こども会、社会福祉協議会、体育協会などにより、地域において様々な地域コミュニティ活動が行われています。

例えば、地域活動の基本的な組織である自治会が中心となり、各種団体と連携を図りながら、環境美化、地域福祉、防犯活動など、地域の生活に密着した課題をお互いに共有し、その解決に取り組み、地域の活性化を図る活動を行っています。

（第2項）

市長等は、地域コミュニティ活動を尊重し、その活動が促進されるように支援し、協働によるまちづくりを進めることとしています。

本市では、地域と行政が連携し、市民等が主役となって地域課題に対応するまちづくりをより一層進めるために、地域コミュニティ推進事業による支援を行っています。

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
逐条解説第1項の「本市では、自治会、女性や高齢者の団体・・・」にコミュニティにおける自治の担い手である、まちづくり協議会を入れることについて	「本市では」の次にまちづくり協議会を入れて「本市では、まちづくり協議会、自治会、女性や高齢者の団体、社会福祉協議会・・・」としたい。	A 委員	【事務説明】 <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説中に「まちづくり協議会」の記載を検討したい。 ・まちづくり協議会は、32校区中、30校区に設置 ・佐賀市における地域コミュニティの推進は、まちづくり協議会の取組み推進 ⇒逐条解説に記載

第24条（災害等への対応）

- 1 市長は、災害その他の緊急を要する事態（以下「災害等」という。）から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するため、市民による自主的な防災組織その他関係機関と連携するとともに、これらを活用した危機管理体制を確立し、適切な運用に努めなければならない。
- 2 市民は、災害等に備えるため、自らの安全の確保を図るとともに、近隣における市民相互の助け合いに努めるものとする。

【逐条解説】

災害等における市民の安全確保や市民相互の助け合いといった危機管理について規定しています。

（第1項）

安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、地震・台風・洪水などの災害や新型コロナウイルスの発生など緊急を要する場合、市民の生命や身体の安全を確保するとともに、市民の財産のほか、水道、ガス、電気といった日常生活の基盤などの暮らしの安全を確保し、防災・危機管理対策を充実させます。

そのため、地域の自主防災組織や国、県、他の地方公共団体、関係機関と常日頃から連携し危機管理体制を構築しておくとともに、災害等が発生した際は緊密な連携のもと対応することが必要であることとしています。また、危機管理体制を確立し、適切に運用するには、その体制を検証し、見直していくことも重要です。

（第2項）

災害等への対応は、自身の安全を確保するとともに、地域住民や自主防災組織、消防団などによる初期消火や負傷者の救出、救護、避難誘導などといった地域の助け合いが不可欠であるため、市民や地域コミュニティは災害等に備え、日頃から、連携に努めるものとしています。

【運用に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
自主防災組織の現状	<p>自主防災組織の完全立ち上げが前提でその他関係機関と連携するが、現状自主防災組織率はどれだけか。</p> <p>自主防災組織の立ち上げに注力が必要ではないか。</p>	G 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・組織率 77.81% (R3. 3.1 現在) ・危機管理防災課で地域での説明会や連絡会を行い、組織率向上に努めている。 <p>【各委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会長には住民を守るという意識を高くもってもらいたい。 ・防災の観点からまちづくりを進めると分かりやすいのではないか。

第25条（子どもへのまなざし）

市民等、議会及び市長等は、全ての大人が未来を担う子どもの育成及び健やかな成長に関心を持ち、主体的に関わる社会の実現を図るよう努めるものとする。

【逐条解説】

子どもへのまなざしについて規定しています。

本市では、すべての大人が、子どもの育成に関心を持ち、かつ主体的に関わる社会『子どもへのまなざし“100%”のまち』の実現を目指し、「子どもへのまなざし運動」を推進しており、佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例（平成19年条例第38号）に掲げる子どもへのまなざし運動の理念を示しています。

○佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例（抄）
（基本理念）

第3条 子どもの育成は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

- (1) 大人は、子どもの育成に対する家庭、地域、企業等及び学校等の役割と責任を自覚するとともに、これらの相互の又は全体としての連携及び協働を図り、その役割と責任を果たすよう努めること。
- (2) 大人は、子どもの人格を尊重し、子どもが社会において保障されるべき様々な権利を有していることを認識するとともに、子どもの声に耳を傾け、子どもにとっての最善の利益を考慮し、当該権利の尊重に努めること。
- (3) 大人は、日常生活における自身の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、自らの言動を省み、自らを律すること。

■逐条解説への追記修正内容（案）

○子どもの権利条約

子どもへのまなざし運動は、その基盤として、子どもの権利条約がある。

○子どもの権利条約で定められている権利

【生きる権利】住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

【育つ権利】勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

【守られる権利】紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

【参加する権利】自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
子どもの人権を尊重し…	子どもの権利条約を載せてみてはどうか。	H 委員	【事務局説明】 ・条約については市のまなざしのHPにもリンク掲載。 ・「子どもの権利条約」を基盤に「子どもへのまなざし運動」を推進。 ・「子どもの権利条約」のどの部分を、どのように載せるべきか要検討。 【各委員の意見】 ・「命」「自立」「他者とのかわり」「子どもを取り巻く環境」については、子どもの権利条約にも権利として記載がある。 ・大事な部分のキーワードを逐条解説の中で説明していく努力が必要。 ⇒逐条解説の内容充実

第26条（総合計画）

市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）を策定し、その計画の進行に関し適切な管理を行わなければならない。

- 2 市長は、総合計画の策定に当たっては、その策定に市民等が積極的に参加することができるよう努めなければならない。
- 3 市長等は、各行政分野における基本的な計画の策定に当たっては、総合計画との整合性に配慮するとともに、計画相互の調和を図るよう努めるものとする。

【逐条解説】

市の最上位計画である総合計画について規定しています。

総合計画は、市にとって、施策を展開する基本方向を示した「行政経営の指針」であるとともに、市民等と行政が手を携えて取り組む「まちづくりの指針」となるものです。

（第1項）

総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の最上位計画として総合計画を策定することとしています。また、計画を確実に実行するため、行政評価による適切な進行管理を行わなければならないとあります。

（第2項）

総合計画は、計画期間における本市のまちづくりの方向性を決定する重要な計画であることから、その策定に当たっては、企画立案段階から、市民意向調査や意見公募手続（パブリックコメント）の実施、総合計画審議会への諮問など、市民が多種多様な機会に参加できるように努めなければならないとあります。

（第3項）

各行政分野における基本的な計画の策定においては、市の最上位計画である総合計画との整合を図るとともに、各行政分野の基本的な計画について、相互に齟齬（そご）を生じないよう調和を図ります。

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
逐条解説第3項の「齟齬を生じない」	言葉が難しいのではないかと。 くいちがひ、ずれ、ではいけないのか。	H 委員	【事務局説明】 ・総合計画と各分野の基本的な計画との整合を図るため、あえて厳格な強い表現としている。 ⇒逐条解説の内容充実

第31条（国際的な視野の醸成）

本市は、まちづくりにおいて国際的な視点が必要であることを認識し、他国の都市、団体等との交流及び連携を図ることにより、市民等の国際的な視野を広げ、もって文化の多様性への理解を深めるよう努めるものとする。

【逐条解説】

まちづくりには国際的な視野が必要であることについて規定しています。

国際化する時代において、本市のまちづくりに当たっては、地球環境問題や産業振興などに関して、あらゆる主体が国外の都市、団体等と交流・連携していくことが今後ますます重要となってくるものと思われまます。

そのため、市民等が国際的な視野を持ってまちづくりを進めることができるように、青少年育成、文化交流などの国外の姉妹都市や友好都市との国際交流等に取り組み、市民等の文化の多様性への理解を深めるよう努めます。

■逐条解説への追記修正内容（案）

○国際理解 ※文言追記

国際化する時代において本市のまちづくりに当たっては、地球環境問題や産業振興、新興感染症等による公衆衛生問題などに関して、～（中略）～今後ますます重要となってくるものと思われまます。

○多文化共生 ※内容追記

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域の構成員として共に生きていく多文化共生の地域づくりを目指します。

【条例に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
グローバル化の進展で条文に追加項目が必要	今後、定住する外国人がさらに増えることが見込まれる。 すでに外国人のゴミ出しでトラブルがおきている。	D 委員	【事務局説明】 ・日本特有のごみ出しルールをわかりやすく伝えるため、佐賀女子短期大学と協働で、やさしい日本語と8ヶ国語で、ごみ出しガイドとごみの分別動画を作成。 ・地域と外国人の相互理解が進むような逐条解説の表記を検討したい。 【各委員の意見】 ・外国語表記等の基礎的な条件が整ってくると、外国人にとってより住みやすいまちになるのでは。

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
逐条解説中の「地球環境問題や産業振興」に加え、保健衛生、公衆衛生の問題も説明を加えたい。	新型コロナウイルスなどの新興感染症の問題を無視できないため。	E 委員	【事務局説明】 ・他都市の事例も参考に文言の追加修正も検討。 【各委員の意見】 ・新型コロナウイルスの影響で、不安を感じている外国人が想像以上にいると思われる。

条例全般

【その他の意見】

<p>全体的に、SDGsを意識してみてはどうか。内容は、SDGsを思わせる文面が見当たる。 佐賀市総合計画〈後期基本計画〉抜粋にも見受けられる。</p>	<p>佐賀市まちづくり自治基本条例(冊子)及び漫画で学べる冊子もとても分かりやすくまとめられていて、具体的な事例(架空かもしれないが…)も良いと思う。 もし、改訂版もしくは増刷されるときにSDGsのロゴだけでもいいので差し込むなどしてはどうか。</p>	<p>C 委員</p>	<p>【事務局説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> SDGsと関連づけて中学生向けの自治基本条例出前講座を開催 漫画版パンフレットへの掲載も検討
<p>特に子どもたちに配られている漫画版。 現在、子どもたちの方がSDGsについても詳しいかもしれない。自分たちが取り組もうとしている(始めようとしている)ことが、SDGsのこの項目に関わることだとわかるだけでも始めるきっかけになるかもしれない。</p>			